

○安芸高田市貸切バス等利用促進事業補助金交付要綱

令和2年7月31日

告示第51号

(趣旨)

第1条 この要綱は、安芸高田市貸切バス等利用促進事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響により市内外からの観光客が激減し貸切バスの利用が皆無となっていることから、低廉な価格で貸切バスツアーの運行により市民の需要を喚起し貸切バスの利用を促進することで、団体旅行等の需要が回復するまでの間の貸切バスの運行を支援するとともに、新型コロナウイルス感染症収束後における本市への誘客促進に繋げるために交付する。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、旅行業法(昭和27年法律第239号)第2条第1項に規定する旅行業又は同条第2項に規定する旅行代理業を営む者とする。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、補助対象者が安芸高田市内に事業所を有する一般貸切旅客自動車運送事業者の保有する貸切バス等(以下「貸切バス等」という。)を利用して企画する旅行造成のうち、次のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 貸切バス等を利用した日帰り旅行又は宿泊を伴う旅行であること。
- (2) 利用する貸切バス等は、大型バス、中型バス、小型バス又は10人乗り以上のワゴン車であること。
- (3) その他市長が別に定める要件を満たすものであること。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象事業の実施に要する貸切バス等の運賃額とする。ただし、消費税及び地方消費税額は含まないものとする。

2 補助金の額は、1台当たり1日ごと5万円を上限とし、5万円未満の場合は当該運賃を補助額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、貸切バ

ス等利用促進事業補助金交付申請書(様式第1号)(以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業の概要を記載した書類

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、交付申請書の提出があったときは、当該交付申請書の内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を決定し、貸切バス等利用促進事業補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査により補助金を交付することが適当でないとき、速やかに補助金の交付申請をした者に貸切バス等利用促進事業補助金不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(補助金の交付条件)

第8条 市長は、補助金の交付決定をする場合において、補助金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに市長に報告し、その承認又は指示を受けること。

(2) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合には、速やかに市長に報告し、その承認又は指示を受けること。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、補助金の交付の目的を達成するため必要と認める条件を付することができる。

(事業計画の変更)

第9条 前条の規定による交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助対象事業の内容又は補助対象経費の配分について変更しようとするときや事業を中止しようとするときは、あらかじめ事業計画変更承認申請書(様式第4号)に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、補助金額に変更がなく補助目的の達成に支障がないと認められる場合は、この限りでない。

(変更交付決定)

第10条 市長は、前条の事業計画変更承認申請書の提出があったときには、その内容を審査し、適当と認めた場合は、交付決定の内容の変更(以下「変更交付決

定」という。)をするものとする。

- 2 市長は、変更交付決定をしたときは、速やかに交付決定変更通知書(様式第5号)により補助事業者へ通知するものとする。

(申請の取下げ)

第11条 補助金の交付申請をした者は、第7条の規定による通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、貸切バス等利用促進事業補助金交付申請取下書(様式第6号)により当該補助金の交付の申請を取り下げることができる。

- 2 前項の規定により申請が取り下げられたときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(事情変更による決定の取消し等)

第12条 市長は、補助金の交付決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、補助対象事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

- 2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消すことができる場合は、次に掲げる場合に限るものとする。

- (1) 天災地変その他補助金の交付決定後に生じた事情の変更により補助対象事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

- (2) 補助対象者が補助対象事業を遂行するために必要な貸切バス等その他の手段を使用することができないことその他の理由により補助対象事業を遂行することができない場合(補助対象者の責めに帰すべき事情による場合を除く。)

- 3 市長は、第1項の規定による取消し又は変更をした場合には、速やかに当該補助金の交付申請をした者に貸切バス等利用促進事業補助金交付決定取消し・変更通知書(様式第7号)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 補助金は、第18条の規定による補助金の額の確定後において交付するものとする。

(補助対象事業の遂行)

第14条 補助対象者は、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に従い、

善良な管理者の注意をもって補助対象事業を行わなければならない。

(状況報告等)

第 15 条 市長は、補助対象事業を円滑適正に行わせるため必要があると認めるときは、当該補助対象事業の遂行の状況に関し、当該補助対象者に報告を求め、又は当該職員に調査をさせることができる。

(補助対象事業の遂行等の命令)

第 16 条 市長は、前条の報告又はこれに付した条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助対象者に対し、これらに従って当該補助対象事業を遂行すべきことを命ずることができる。

2 市長は、補助対象者が前項の命令に違反したときは、当該補助対象者に対し、当該補助事業の遂行を一時停止し、並びに当該補助対象事業に係る補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を市長の指定する期日までにとるべきことを命ずるものとする。

3 市長は、前項の命令をする場合においては、補助対象者が市長の指定する期日までに補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合させるための措置を取らないときは、第 20 条第 1 項の規定により当該補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す旨を併せて通知するものとする。

(実績報告)

第 17 条 補助対象者は、補助対象事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、貸切バス等利用促進事業補助金実績報告書(様式第 8 号)(以下「実績報告書」という。)に次に掲げる書類を添えて市長に報告しなければならない。

(1) 貸切バス等利用促進事業補助金実績書(様式第 9 号)

(2) 補助対象事業に用いた貸切バス等の運行に関する記録その他補助事業を実施したことを証明する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項第 1 号及び第 2 号に掲げる書類のうち必要がないと認めるものについては、その添付を省略させることができる。

(補助金の額の確定)

第 18 条 市長は、実績報告書等により報告を受けた場合は、当該実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助対象事

業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定する。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、その額を貸切バス等利用促進事業補助金確定通知書(様式第10号)により通知するものとする。

(是正のための措置)

第19条 市長は、第17条の実績報告書等により報告を受けた場合において、当該報告に係る補助対象事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認められるときは、当該補助対象事業につき、これらに適合させるための措置をとるべきことを申請者に対して命ずることができる。

- 2 第17条の規定は、前項の規定による命令に従って行う補助対象事業について準用する。

(決定の取消し)

第20条 市長は、補助対象者が、補助金を他の用途に使用し、その他補助対象事業に関して補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件その他この要綱又はこれに基づく市長の措置に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 前項の規定は、補助対象事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 第7条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合について準用する。

(補助金の返還)

第21条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- 2 市長は、補助対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(延滞金)

第22条 補助対象者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、当該納付した金額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなけ

ればならない。

(理由の提示)

第 23 条 市長は、補助金の交付決定を取り消し、補助対象事業の遂行若しくは一時停止の命令又は補助対象事業の是正のための措置の命令をするときは、当該補助対象者に対してその理由を示さなければならない。

(関係書類の備付け)

第 24 条 申請者は、補助対象事業について、帳簿その他の関係書類を備え、これを整理しておかななければならない。

2 前項の書類については、当該補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度の初日から 5 年間保存しなければならない。

(補足)

第 25 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和 2 年 7 月 27 日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和 3 年 3 月 31 日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金における手続き等については、なお従前の例による。